

令和2年（2020年）4月8日

姫路市立小・中・義務教育・特別支援学校
児童生徒保護者 様

姫路市教育委員会

緊急事態宣言を踏まえた市立学校における臨時休業中の対応について

保護者の皆様におかれましては、新型コロナウイルス感染症拡大防止のための臨時休業につきまして、ご理解、ご協力いただきありがとうございます。

さて、この度、政府の緊急事態宣言発出を踏まえ、兵庫県においても、県立学校の5月6日までの臨時休業延長が決定され、臨時休業中の対応についての通知がありました。

本市におきましても、県の通知に準じ、下記のとおり臨時休業中の対応について一部変更いたしました。

保護者の皆様におかれましては、引き続き対応をお願いすることとなりますが、子供たちの体調管理に十分ご留意いただきますようお願いいたします。

この度の臨時休業の措置につきまして、子供たちの安全・安心のため、ご理解、ご協力くださいますようお願いいたします。

記

1 臨時休業について

令和2年4月7日（火）～令和2年5月6日（水） ※変更ありません。

2 登校日について（4月9日以降）

- (1) 児童生徒1人あたり週1日とし、学校滞在時間は午前中2時間以内とします。
- (2) 登校日の設定にあたっては、こまめな換気の実施、咳エチケットや手洗いの徹底など、感染防止の措置を講じるとともに、教室内の児童生徒の人数を少なくするよう、町別や学年別等に分散して登校させるなど、学校の実情に応じて感染防止に最大限の配慮をします。
- (3) 登校する際は、家庭で検温や体調の確認等を行い、体調の悪い場合は登校を控えてください。
- (4) 登校日に授業は実施しません。
- (5) 登校日には、家庭学習の進捗状況の確認や添削、健康観察、児童生徒の生活面での相談等を行います。
- (6) 給食は実施しません。

3 登校に不安や心配を感じる場合

感染の不安や心配を理由に登校できない児童生徒については、欠席とはなりませんので、遠慮なく学校へ相談してください。

4 部活動等について

実施しません。

小学校の陸上教室や音楽活動は実施しません。

5 臨時休業中のお願い

(1) 感染経路を絶つために、以下の点に配慮してください。

- ・ 手洗いや咳エチケットを徹底する。
- ・ 換気を徹底する。
- ・ 手の届く距離に集まらない。
- ・ 近距離での会話をできるだけ控える。
- ・ 適度な運動とバランスの取れた食事を心がける。

(2) 児童生徒の外出について

- ・ 軽い風邪症状でも外出を控えること。
- ・ 規模の大小に関わらず、できるだけ「密閉・密集・密接」の条件が重なる場所やイベントに行かないこと。

(3) 児童生徒の体調管理について

- ・ 日常的に、検温や体調の確認等を行ってください。また、感染等の疑いがある場合は、帰国者・接触者相談センターに相談の上、状況について学校へ連絡してください。
- ・ なお、児童生徒の健康維持のために屋外で適度な運動をしたり散歩したりすること等については妨げるものではありません。

※ 今後の状況により、変更が生じる可能性があるため、姫路市または学校のホームページ等を確認してください。